

◆大野治彦 議員 通告に基づき、私の区政に対する質問をさせていただきます。

初めに、基本構想について質問をいたします。

基本構想とは、将来の板橋区の望ましい姿を示すものであり、区政の長期指針として、区内のあらゆる主体が共有するものとされています。平成23年、地方自治法の改正で、各自治体が自らの自由意志と責任の下に、創意工夫によって地域特性に即した基本構想が策定できるようになりました。前基本構想は、平成17年10月に、おおむね20年後の板橋区の将来像をいきいき暮らす緑と文化のまち“板橋”と定め、議会の議決を経て策定され、基本構想の実現を目指すために、平成18年1月に板橋区基本計画が策定され、施策が展開されてきました。しかしながら、基本構想に基づいて定める基本計画も、時代の変化に対応して柔軟に改訂できない課題、さらに、基本構想は未来を担う子どもたちにも共有されるべきとのことや、分かりやすい内容とすべきとのことで、今後おおむね10年後までに予測される社会経済の環境変化を見据え、基本計画も迅速・柔軟な対応が可能となるよう、平成17年に策定された基本構想を改訂したほうが望ましいという総意の下、審議が進められ、現在の基本構想が策定されました。現在進められている基本構想の理念は、平成17年の策定で掲げられた、いのちと個性の尊重、まちづくりへの参画、未来への責任の3つの基本理念を継承しつつ、分かりやすい表現とすることに留意し、あたたかい気持ちで支え合う、元気なまちをみんなでつくる、みどり豊かな環境を未来へつなぐが基本理念とされています。将来像は、平成28年度からおおむね10年後を想定し、板橋区全体のあるべき姿を未来をはぐくむ緑と文化のかがやくまち“板橋”と定められました。また、将来像を政策分野別に具現化し、平成25年に策定されたいたばし未来創造プランで掲げた魅力創造発信都市と安心安全環境都市の2つの都市像を踏まえ、9つのまちづくりビジョンが掲げられ、おおむね10年後のあるべき姿が示され現在に至っています。令和7年度をもって10年間の基本構想の期間が終了します。坂本区長の下で初の基本構想が策定され、その後、議会の議決を経て基本構想が執行されています。当初定められた理念、将来像、9つのビジョンの下に9年目を迎えています。現在掲げられている基本構想の成果について、区長の見解を伺います。

次に、総合計画について質問をいたします。

基本構想の実現に向けて、今後10年間の施策体系を示す板橋区基本計画2025が策定されました。板橋区基本計画2025で掲げた未来創造戦略は、区民の皆様に、板橋に住んでよかった、住み続けたい、住んでみたいと思っただけの板橋区にしていくために、戦略に資する事業のさらなる具現化が図られました。そしてこの間、実施計画としていたばしNo.1実現プラン2018、いたばしNo.1実現プラン2021、いたばしNo.1実現プラン2025が示され、そして現在、いたばしNo.1実現プラン2025の改訂版が展開されています。基本構想10年の締めくくりに段階になってきました。総括と分析が行われる時期ではないかと思えます。板橋区行政の事業戦略に伴う財源は、納税者の皆様からお納めいただいた税金です。お納めいただいた税金が、区民の皆様にとって有益で効果のある事業でなければなりません。この10年間のアクションプランとして取り組まれてきた実施計画の検証と進捗状況、そして費用対効果の分析について見解を伺います。

次に、令和8年度からの次期基本構想について質問をいたします。

現在、次期基本構想の策定に向けて、板橋区基本構想審議会が本年8月より開催され、来年9月までに全13回にわたり開催される予定です。また、各部各課では、それぞれの分野における次期構想・計画策定に向けての方針が各常任委員会で示されています。次期基本構想の考え方と今後の取組について伺います。また、先ほども述べましたが、大本の次期基本構想が決まっていない中での各常任委員会で報告されている所管課の構想・計画との整合性についての見解を伺います。

次に、財政状況について質問をいたします。

予算を組むための主要な財源である財政調整交付金、その原資となる調整三税と呼ばれている固定資産税・特別土地保有税・市区町村民税法人分、いわゆる法人住民税の一部国税化について伺います。板橋区の令和6年度予算における東京都からの財政調整交付金の額は825億円で、予算の32.6%を占めています。特に地方自治体の固有財源である法人住民税は、活発な企業活動を支える行政サービスなどの財源として活用すべきものであるにもかかわらず、国税化は明らかに地方税の根本原則をゆがめるものです。急速に進む少子高齢化への対応や、首都直下地震に備えた防災対策、老朽化した区有施設の維持更新、直近では給食費の負担、児童相談所の運営費負担と、直ちに取り組む必要のある多くの課題があります。このような措置が継続されると、さきに申し述べました課題解決をはじめとする行政サービスの提供に支障をきたすことになり、法人住民税の一部国税化などの国による減額措置が特別区の財政運営に多大な影響を及ぼすことは論をまちません。このようにまだに続いている国の理不尽な措置の撤回に向けて、特別区議長会、都議会からも声を上げることは必然ですが、引き続き特別区は一体となって臨むべきと考えます。坂本区長の見解と強い決意を伺います。

次に、現在行われている都区財政調整協議について質問をいたします。

都区財政調整交付金は、調整税等を原資として、東京都条例に基づき、特別区への配分割合と算定方法が定められ、東京都の予算に計上されて特別区に交付されます。都が条例を定めるに当たっては、都区協議会という法定の協議組織の意見を聞く必要があり、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度、都区間で協議が行われています。令和4年度開設された児童相談所の運営費、昨年、年度途中での給食費の無償化に伴う財源の負担などが板橋区の財政に多大な負担になっています。令和5年度の児童相談所運営の決算額は約21億円、東京都からの財政調整算定額は約18億円で、3億円の算定額が不足している状況でした。特別交付金として対応すべきものと思います。また、給食費の板橋区負担については、令和5年度2学期から9億円、令和6年度予算は、本年度から東京都から半額補助がありますが、約15億円の負担です。本来であれば国が全額負担すべきものであると思います。来年度に向けての現在の都区財政協議の状況と、児童相談所、給食費の財源確保の対応、特に学校給食費の無償化について見解を伺います。また、財源の確保が今後のいたばしNo.1実現プランへの影響を与えるものと思います。現在の板橋区の財政状況について見解を伺います。

次に、基金について質問をいたします。

本年6月に新たな基金の活用方針が示されました。財政調整基金は、経済事情の変動に伴う不足財源の補充や、緊急を要し必要やむを得ない財政需要に応じるためのもので、財政調整基金は、前年度歳計剰余金について、地方財政法第7条第1項及び財政調整基金条例に基づき積み立てることが基本とされ、残高の目安は、標準財政規模のおおむね20%から30%にするとされています。標

準財政規模とは、自治体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模で、特別区税、特別区交付金、各種交付金、譲与税などで、国や東京都の支出金などは含まないとされています。令和4年度決算における標準財政規模に対する財政調整基金の残高の割合は、特別区全体で36.6%に対して板橋区は19.8%でした。目標とされる残高、また、執行残、契約差金に頼らない年度ごとの財政調整基金の積立額の設定が必要ではないかと思えます。積立額の設定に向けての見解を伺います。災害対策基金は、昭和39年4月1日に設置され、平成30年以降の残高は18億2,000万円となっています。目標額設定の根拠が何であったのか、現在の社会情勢での災害対策に備える基金の額と必要性、基金を執行する場合の根拠を明確にする必要があるのではと考えます。災害対策基金に対する見解を伺います。

次に、使用料・手数料の改定について質問をいたします。

行政サービスの受益者負担における住民相互の負担の公平性や適正化を図るため、板橋区では原則4年ごとに使用料・手数料の見直しが行われています。今回の改定は、令和3年度に行う予定であった改定を見送ったため、平成29年度の改定以来8年ぶりの改定となりました。使用料・手数料は、施設設備の使用、行政手続に対する対価として、かかるコストを適切に料金に反映することが基本的な考えになっているとのことです。今回の使用料改定による財政効果については、施設の改修や備品の購入に充てるなど、サービス・機能の向上により還元するとされています。また、料金の改定に当たっては、負担の公平を図るため、受益者負担の原則にのっとり、所要経費を利用者に負担していただくことを基本とし、施設の特性や利用状況を踏まえた原価の算定、負担率の設定の検討が行われたとのことです。本来、令和3年度に行うはずであった使用料・手数料の改定を見送った理由について伺います。また、今回改定するに当たり、これまでの検討結果の見解、改定の時期、新旧料金の適用期日、指定管理者への対応について伺います。

次に、フリーアドレスの導入について質問をいたします。

フリーアドレスとは、オフィスの中で固定席を持たずに、ノートパソコンなどを活用して自分の好きな席で働くワークスタイルとのことです。本年度、約2,500万円の予算が執行され、フリーアドレスが導入されました。フリーアドレスのメリットは、組織内での交流が活発になる、執務空間を有効活用できる、職員の生産性の向上につながる、コストの削減につながるなどメリットがある一方で、一般的なデメリットでは、座席や同僚を探すのにストレスを感じる、座席管理が難しい、書類や持ち物の管理が難しい、電話の取次ぎに手間がかかるなどのデメリットがあるとのことです。単にフリーアドレスを導入するだけでなく、効果を最大限に発揮するためのツールの導入や設計が必要とも言われています。導入された戸籍住民課でのフリーアドレスによる効果と課題、今後、他部署でのフリーアドレス導入について見解を伺います。

次に、絵本のまち板橋について質問をいたします。

絵本のまち板橋は、絵本を通じた文化振興、産業振興、観光振興、また教育活動などで、それらを分野横断的につなぐ取組として展開、発信されています。板橋区では、持続可能な地域の発展に向けて、絵本と区との関係性、美術館を起点とするイタリア・ボローニャ市とのつながり、多数の海外絵本を有する中央図書館、また、印刷・製本産業が多く立地する特徴に着目し、区の独自性と位置づけ、絵本のまち板橋を板橋区のブランドとして展開、推進されています。子どもから大人まであらゆる人が絵本に親しみ、絵本を通じて自己、他者、そして社会・世界を理解し、交流と活動が

生まれるまち、また、創作者が集まり、交流を通じてその能力が発揮され、新しい絵本や絵本文化が創造されるまちであるとのこと。誰一人取り残さない持続可能な都市として、区民、区内事業者・団体をはじめ、近隣地域、国内、世界との良好な関係を構築することを目指している絵本のまち板橋の政策の成果と効果、区民・事業者の反応、また、文化・産業・観光振興・教育活動で分野横断的に取り組まれている成果について伺います。

次に、板橋区の農業について質問いたします。

昨年7月から坂本区長の推薦、議会の承認をいただき、農業委員会の委員を務めさせていただいています。農業委員会では、遊休農地の発生防止をはじめ、農地の貸借の推進など、農地利用の最適化と減少傾向にある農地の保全に取り組んでいます。また、毎月行われる定例総会では、農地法に基づく農地転用案件、農地の貸借について承認するほか、農業委員研修では、他自治体の事例を参考に知見を備え、農地に関する事務を執行する行政委員として重要な案件について審議を重ねています。農業委員会の運営を支えている農業委員会事務局の皆様は、日頃より営農者の立場に立って職務を遂行されています。また、暑い日も寒い日も現場に赴き、営農者の皆様とのコミュニケーションを大切に、泥だらけになることをいとわない、他自治体とは違う職務を遂行されていることに感謝したいと思います。

初めに、都市農政の現状と課題について質問いたします。平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、平成28年5月には都市農業振興基本計画が閣議決定されました。都市農地については、積極的に残していくよう方針転換されました。都市農地を振興する板橋区の現状と課題について伺います。

次に、板橋区の農業振興施策について質問いたします。令和5年度の板橋区農業経営実態調査報告書では、区内の農家戸数が127戸、区内農地面積は約17.7ヘクタールで、農家戸数、農地面積ともに年々減少傾向にあります。農家・農地を残していくための農業振興施策について伺います。

次に、この夏の農業の実態について質問いたします。猛暑日が連日のように続き、日本の月平均気温は昨年7月の記録をさらに上回り、最も高くなりました。また、1時間当たりの降雨量が100ミリメートルを超える豪雨による自然災害が発生しています。区内におきましても、浸水被害が発生するなどの異常気象が続いています。連日の暑さによる区内農業の状況や影響について伺います。

次に、夏の暑さによる学校給食への影響について質問いたします。板橋区では、区内で生産された農産物を学校給食食材として活用する取組を行っています。猛暑日が続いていますが、小中学校の学校給食食材への影響、農家の方々が心を込めて育てた食材が、児童・生徒にどのような効果を与えるのか伺います。

次に、地産地消について質問いたします。消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の販売の多様化が進む中で、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まっています。地域で生産された農産物を消費する地産地消に対する板橋区の取組について伺います。

次に、農地保全について質問いたします。都市農業は、農産物の供給機能に加えて、防災、景観形成、環境保全、農業体験、学習の場、農業や農業施策に対する理解の醸成などの多様な機能を有しています。都市農業を推進するためには農地の保全が不可欠と考えますが、板橋区の農地保全に対する見解を伺います。

次に、本年開催予定の農業まつりについて質問いたします。昭和54年から開催している板橋農業

まつりは今年で47回目を迎えます。約半世紀にわたり実施している農業まつりですが、今年開催予定の農業まつりのコンセプト、構想について伺います。

次に、残念ながら中止になりました東京都・板橋区合同総合防災訓練、同時開催予定であったいたばし防災プラスフェア2024について質問いたします。

板橋区は、8月30日金曜日から9月1日日曜日の3日間にわたり、消防、警察、自衛隊、医師会、歯科医師会などの関係機関や住民が参加する実践的な総合防災訓練を東京都と合同で実施する予定でした。板橋区と東京都の合同での防災訓練は、昭和57年以来、42年ぶりとなります。防災の日である9月1日には、都立城北中央公園をメイン会場として、見学、参加、体験が可能な訓練を実施するほか、隣接する上板橋体育館では、楽しみながら防災について学べるイベント、いたばし防災プラスフェア2024を開催する予定で、決定以来、綿密な計画に取り組まれていました。計画実現に至るまでの対応については、多大なご苦労があったことと思います。区民の皆様の防災意識の向上にも寄与する訓練であったことと思います。今回行われる予定であった総合防災訓練、同時開催のいたばし防災プラスフェアの目的、意義、区民の皆様への効果など、準備状況を含め見解を伺います。また、震災時における自助、共助、公助の果たす役割についての見解を伺います。次に、町会・自治会が設置している防犯カメラについて質問いたします。

板橋区議会は、私が議長を務めさせていただいた平成30年度から現在に至るまで、町会・自治会が設置する防犯カメラの設置費、維持管理費の全額東京都負担を求める要望について、区議会の了承の下、特別区議会議長会を通じて東京都に求めています。特別区長会、東京都町会連合会からも同様の要望が行われています。毎年少しずつではありますが、対応が図られているようですが、いまだ東京都の全額負担の実現に至っておりません。来年度は、設置から7年を迎える機器の更新が行われます。本年9月27日までに更新の可否を判断しなくては、東京都の補助金が受けられないとのこと。更新費用は、機器の種類にもよりますが、防犯カメラ1台につき40万円から50万円、設置台数が10台であれば総額400万円から500万円かかります。現在、町会・自治会の負担率は12分の1なので、約40万円が町会・自治会の新たな負担になります。犯罪や事故が発生したときに映像を警察が確認します。遠隔操作で確認ができるそうですが、確認をする際には、町会・自治会の担当者が都度立会いをしています。利用するのは警察であるのに、設置費、維持管理費を町会・自治会が負担するのには違和感を持ち続けています。加入率が減少している中での町会・自治会費での大きな費用負担を東京都はどのように感じているのか、甚だ疑問に思います。また、既に自主的に地域の防犯活動に尽力されている町会・自治会に対し、補助金交付の条件として防犯パトロールを強いていることにも違和感を持ちます。設置費、維持管理費を東京都が全額負担するまで求めてまいりたいと思います。町会・自治会が設置する防犯カメラの費用負担について見解を伺います。

次に、プラスチックごみの再資源化について質問いたします。

令和4年6月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックごみの排出量の抑制とさらなる資源の有効活用、区民の環境への意識向上を目的として、プラスチックごみの再資源化への取組が行われることになりました。法律には、地方公共団体の責務が法律で定められ、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとたわわれています。令和6年4月より、板橋区において

もプラスチックごみの再資源化が行われることになりました。開始に至るまでには、試験実施、各地域センターでの説明会などにより、区民の皆様へのご理解と周知活動が行われました。開始から半年がたとうとしています。区民の皆様から、回収されたプラスチックごみは何に資源化されているのか尋ねられます。積み残し、集積所の環境、混在ごみなど、現在の回収状況と課題、回収されたプラスチックごみがどのように再資源化されているのか伺います。また、プラスチックの資源循環に向けては、事業者、消費者、国、地方公共団体等の全ての関係主体が参画し、相互に連携しながら環境整備を進めること、相乗効果を高めていくことが重要とされています。関係団体である板橋区・事業者の資源循環に向けての取組状況について伺います。

次に、板橋区の森について質問いたします。

本年7月に、公明党の田中いさお議員にお声がけをいただき、板橋区の森を視察いたしました。板橋区は昭和58年に、大自然と都市の文化交流による互いの発展を目指して、板橋区と友好都市である栃木県栗山村、現在は日光市の間で、みどりと文化の交流協定が締結されました。令和5年、交流10周年記念事業として、12.7ヘクタール、4万1,600本の分収造林の権利を譲渡いただき、板橋区の森として、板橋森林ボランティアの方々などの協力をいただき、管理されています。また、公益社団法人国土緑化推進機構主催の平成16年度ふれあいの森林づくり表彰において、板橋区は会長賞を受賞しています。ふれあいの森林とは、森林を使った様々な事業により、緑化の推進や都市住民、青少年、児童・生徒等のふれあいの場となるものをつくるという事業です。この表彰は、ふれあいの森林づくり事業で顕著な実績を上げた市区町村等に贈られるものです。実際に板橋区の森に足を踏み入れた感想は、入口の看板が目立たず、どこからどこまでが範囲であるかの表示も分かりづらい感じがしました。樹木に関しては、一本一本動物に傷をつけられないようにネットが巻き付けられ、管理されていました。現在の板橋区の森の維持管理状況、今後の活用と課題について伺います。

次に、保存樹木について質問いたします。

板橋区では昭和53年から、板橋区緑化の推進に関する条例に基づき、保存樹林等を指定しています。令和3年3月末で、板橋区内には1,765本の保存樹木、3万1,173.57平方メートル、33か所の保存樹林、1,268.86平方メートルの3か所の保存竹林、3,302.6メートル、58か所の保存生け垣があるとのこと。民有地の保存樹木は、所有者の方が管理されています。管理経費の一部助成を板橋区が行っています。保存樹木は、1本当たり3,000円の管理助成費が板橋区から管理者に支払われています。そのほか、剪定経費助成、工事助成、賠償責任保険への対応も取られています。板橋区のみどりを守るための保存樹木管理助成制度の必要性は理解いたしますが、現状の民有地の保存樹木の管理状況を板橋区は把握されているのでしょうか。管理助成金を受け取られているにもかかわらず、定期的な手入れをすることなく、そのままにされている保存樹木が多数あるのではないかと思います。このような保存樹木は、近隣の皆様に枯れ葉や枯れ枝で大変な迷惑をおかけしている状況や、台風、暴風雨により倒木する危険性があります。板橋区は、残り少なくなった板橋区のみどりを守るために、皆様のご理解・ご協力をお願いいたしますとのメッセージを発信していますが、保存樹木の実態を把握されているのでしょうか。また、既に保存樹木が存在しなくなっているのに、保存樹木管理助成費を受け取られている方がいるのではないかと思います。保存樹木の管理把握、管理指導を徹底すべきと思いますが、見解を伺います。

次に、都立城北中央公園の再整備と公園内調節池の上部利用について質問いたします。

平成19年の初当選より取り組んでいる課題の一つです。都立城北中央公園は、スポーツをはじめとする総合的な健康づくりの場や防災拠点などの役割を担い、地域住民の方々とともに歩んできた歴史があります。しかしながら、昭和32年の開園から70年近い年月がたっています。現在の地域ニーズやスポーツ環境に対応し切れていない部分が顕在化してきました。そのような中、多くの地域住民から、一層魅力のある公園となるよう再整備を要望する声が上がっています。これまで板橋区に対して、所管する東京都との連携の中で、再整備を迅速かつ適切に検討いただくよう求めてまいりました。坂本区長をはじめ板橋区ご当局が重く受け止め、ご対応いただいておりますことに感謝申し上げます。実際に、昨年末から定期的に板橋区と所管する東京都、また国土交通省との打合せの場を設けて、板橋区から要望を伝えていることは承知しています。その際、公園内陸上競技場の第3種公認を求めないという板橋区の要望の変化に対し、東京都から前向きな回答があったと理解しています。このことは東京都の対応の変化でもあり、板橋区は変化を鋭敏に捉えて、検討が前倒しになるよう求めていくべきと考えます。同時に、隣接する練馬区との情報共有も必要です。板橋区議会自由民主党区議団は、この間2回にわたり、練馬区議会議員団との情報共有、意見交換を重ねてまいりました。

整備要望には、陸上競技場の整備、総合的な公園整備、そして、隣接する現在建設中の石神井川調節池の上部の有効活用が含まれていますが、要望の堅持はもちろんのこと、東京都との議論を深めることを通じて、相対的に魅力のある公園整備が進むように、これからも板橋区から東京都に対して働きかけを行ってもらいたいと思います。見解を伺います。また、地域住民からの要望は、将来に対する期待はもちろんですが、現在も公園周辺の住環境への不安、特に防犯対策について直ちに对应してもらいたいとの声が多くあります。将来に対する要望を実現し、さらには現役世代が安心して住み続けられる板橋区として、東京都に対し前向きな提案をお願いいたします。スポーツ、レクリエーション、住環境といった板橋区起点の発想で、中長期的なビジョンを早い段階から東京都へ伝えていくことが肝要です。戦略的な板橋区の方針を検討いただくことを求めます。見解を伺います。

最後に、前中川修一教育長が築かれた板橋区の教育の成果について質問いたします。

中川教育長は教育の板橋を標榜し、平成27年7月に坂本区長の厚い信任の下、板橋区の教育長として就任されました。中川教育長は、第2次いたばしの教育ビジョンを策定する中で、教育の板橋としてのイノベーションを起こす絶好の好機と捉えられ、区内全ての小・中学校・園において質の高い教育が進められるよう、教育環境の整備に、教育委員会並びに教育委員会事務局は全力で取り組むと語られました。中川教育長は、指導室長をお務めいただいているときから、熱意を持って、私ども議員の問いに対し、真摯なご対応をいただきましたことを忘れません。指導室長として平成21年4月から平成24年3月までの3年間、教育長として平成27年7月から令和6年6月末までの3期9年間務められ、本年6月30日をもってご勇退されました。前中川修一教育長が板橋区の教育に残された実績について、区長の見解を伺います。

以上で私の区政に対する質問を終了いたします。ご清聴、誠にありがとうございました。（拍手する人あり）

◎区長（坂本健） 議長、区長。

○議長（田中やすのり議員） 区長。

〔区長（坂本 健）登壇〕

◎区長（坂本健） それでは、大野治彦議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、基本構想の進捗状況についてのご質問であります。現基本構想の策定以降、新型コロナによる未曾有の危機や急激な少子高齢化の進行、風水害の激甚化など、区民生活を取り巻く環境に著しい変化があったと感じています。そうした中、時勢を的確に捉え、区民の方々の安心・安全を最優先に考え、柔軟かつ機動的に区政のかじ取りを担ってきたと考えています。暮らしが充実し、豊かであることを共感できるまちとして、基本構想が掲げる将来像に近づいているという実感が、人口の増加や区民意識意向調査の結果などに成果として表れているものと考えています。

次は、これまでのNo.1実現プランの実績と区民に与えた効果についてのご質問であります。先行きが不透明で変化の速い時代に的確に対応すべく、No.1プランの改訂や補正予算の編成など、議会の皆様の協力をいただきながら区政を推進してまいりました。実施計画の展開に当たりましては、費用対効果を十分考慮しながら、限りある資源を、足元の課題だけではなく、未来を見据えた施策にも積極的に配分をしてまいりました。その成果が、区内人口や税収の増加、区民意識意向調査における定住意向や愛着、誇りを感じる割合の向上、ランキング調査における高い評価、様々な賞の受賞などに結びついているものとも考えています。

次は、次期基本構想の考えと今後の取組についてのご質問であります。基本構想は区民の長期的指針として、区内のあらゆる主体が共有するものであるため、基本構想審議会での闊達な議論をいただきながら、板橋区にふさわしいものとして作り上げてまいりたいと考えています。次の10年は先行き不透明で、未来を見渡すことはより一層困難な時代ではありますが、新たな基本構想の下、未来を創造する気概を持って、積極果敢なチャレンジに取り組んでいく考えであります。令和14年には区制施行100周年を迎えますが、こうした機会を飛躍の契機としながら、将来に夢と希望が持てる持続可能な板橋区を実現してまいりたいと考えています。

次は、各分野の構想、計画との整合性についてのご質問であります。基本構想は、区政におけるあらゆる分野に関係するものでありまして、全庁を挙げ、資料の作成段階から、各所管部署がそれぞれの立場で責任を持って取り組んでまいりたいと考えます。一方、各分野における構想や計画を議論、審議する際に当たりましては、課長級の会議体や庁議などを経て具体化させていくため、基本的な方向性の整合は図られていると考えておりますし、そのように進めていきたいと考えております。

次は、財政状況と今後の見通し、実現プランへの影響についてのご質問であります。東京富裕論などの一方的な見方から、法人住民税の一部国税化、地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税などによりまして、特別区は貴重な財源を奪われ続けております。国による不合理な税制改正は、安定した公共サービスの提供が使命である基礎自治体としましては容認し難いものであると考えています。行政課題に対応していく財源確保のためにも、国による不合理な税制改正の撤回に向けまして、特別区長会が一体となりまして臨んでいく決意を持っておりますし、今後も変わらないとこ



ろであります。

次は、現在の都区財政調整協議の状況についてのご質問であります。児童相談所事務については、配分割合を議論する前段として、東京都と特別区が実務的に検討を行いますプロジェクトチームを設けまして、7回にわたり議論を重ねてまいりました。児童福祉法での位置づけなど、見解が一致した事項はあったものの、配分割合の変更事由に該当するの点については、東京都とは見解が大きく異なっている現状であります。そのため、今年度の財調協議で、配分割合変更に向けましての議論が行われる環境を整えるため、現在、調整を行っている状況にあると考えています。

次は、児童相談所、学校給食費の財源確保及び無償化の考えについてのご質問であります。児童相談所につきましては、現時点の財調算定では充足しておりませんで、配分割合の変更はもとより、現行算定の充実も必要と考えております。学校給食費無償化につきましては、昨年度は協議が整わなかったところではありますが、今年度は東京都による多摩地域への支援強化を受けまして、再度協議を求める予定であります。無償化につきましては、国が一律に実施すべきという考えには変わりはありませんが、来年度につきましても、東京都の補助などを最大限に活用しながら継続していきたいと考えております。

次は、現在の財政状況についてのご質問であります。令和5年度決算数値に基づく経常収支比率については、企業業績の回復基調による特別区交付金の増などを反映して、75.8%で、昨年度と比べまして1.6%改善しております。令和6年度当初予算におきましても、納税義務者数の増による特別区民税の増収、企業業績の伸びによる特別区交付金の増など、堅調な歳入環境を見込んでおります。一方、国の不合理な税制改正の影響によりまして税財源の流出は続いていることから、決して楽観視することなく、安定的な財政運営に努めてまいり、計画事業を着実に実施していきたいとも考えております。

次は、財政調整基金の積立額の設定についてのご質問であります。板橋区財政運営指針においては、9月補正時には、必要経費を除きまして、余剰財源を財政調整基金に積み立て、3月補正時には他の基金にも計画的に積み立てることとしております。財政調整基金は不足する財源を補充等するために設置していることから、毎年の積立額の設定はしておりませんが、大幅な減収のときには、他の基金に優先して積立を行っていきたくと考えています。

次は、災害対策基金についてのご質問であります。現在の積立目標額18億円については、熊本地震における発災直後の初動に要した経費を参考にしながら、板橋区と熊本市の人口、世帯数、面積を比較して算出をしております。条例では、災害による被害者の救護、または復旧等の臨時的経費に充てるため設置するとしておりまして、具体的には避難所設置運営に係る経費などを想定しております。今後、備蓄物資の状況や財政調整基金残高との兼ね合い等も踏まえて、基金の在り方については、必要に応じて見直しを検討してまいりたいと考えています。

次は、使用料・手数料改定に向けての考えに関連いたしまして、前回改定を見送った理由についてのご質問であります。4年前の使用料・手数料改定の検討におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済状況や施設の利用制限を実施したことなどを勘案しながら、改定を見送ったところがございます。

次は、今回の改定についてのご質問であります。今回の使用料の改定については、かかるコストを適時適切に反映して、受益者負担の適正化や住民相互の負担の公平性を図る観点から、必要な料金

改定であると考えています。具体的には、本定例会において使用料の改正条例を付議しておりまして、適用は令和7年4月1日からで、年内に利用申請を受け付けたものについては従前の料金とするものとしております。指定管理者制度を導入している施設については、今回の改正による料金を上限として、事業者と区が協議の上利用料金を決定することとなると考えております。

次は、フリーアドレスに関連いたしまして、導入された戸籍住民課での効果と課題についてのご質問であります。フリーアドレスを導入し、省スペース化を図った結果、マイナンバーカードの交付窓口が南館の2階から1階へ移動することができ、戸籍住民課の各窓口が同じエリアで運営できるようになりまして、区民の利便性が向上したものと考えています。また、データの電子化・共有化によりましてペーパーレスを進め、ファイルボックスで約1,000個分に相当する書類を削減することができたところであります。なお、今回は、係の業務エリア内で座席を選択するグループアドレス制を採用したために、電話の取り次ぎなど、ご懸念のようなデメリットは生じていないと考えています。

次は、フリーアドレスの今後についてのご質問であります。区では、生産性の高い職場環境づくりや、職員が働きやすい環境を整備することによりまして、区民サービスの向上につなげる働き方改革に取り組んでいるところでございます。フリーアドレスは、組織間の交流の推進、執務空間の有効活用、生産性向上、また人材確保にもつながる取組でありまして、他区でも導入が進んでいるところでございます。今回の戸籍住民課の事例を踏まえて、組織体制、働き方にかなったフリーアドレス化の展開をさらに進めていきたいと考えています。

次は、絵本のまち板橋についてのご質問であります。ご指摘のとおり、区は絵本に関する様々な資源を生かした事業展開によりまして、絵本のまちを区のブランドとして推進をしております。組織を横断して、様々なデザインや企業、団体等との連携、事業展開に絵本が持つ親しみやすさといった特徴を取り入れながら、事業効果を高める成果を上げてきたと考えています。これまでの多くの取組に対しましては、子育て世帯を中心に好意的な評価をいただいておりますが、今後も認知度向上や国際性のある活動内容への展開に取り組んでまいりたいと考えています。

次は、都市農業の現状と課題についてのご質問であります。ご指摘のとおり、農地面積も農家戸数についても減少傾向であります。農業者の尽力によりまして、地域への農産物の出荷、区民農園や収穫体験を通じた農に触れる機会は、以前と同様に区民へ提供しているものと考えます。一方において、都市農業振興基本法をはじめ生産緑地法、あるいは都市農地の貸借の円滑化に関する法律などの関連制度を十分に活用して農地を保全するとともに、成増農業体験学校などを通じた人材育成を進め、農の担い手を一層確保していくことが求められているものと考えています。農地の新たな活用や、それを支える人材によりまして、都市農業の価値または可能性を開拓してまいりたいと考えています。

続いて、板橋区の農業振興施策についてのご質問です。主な農業振興施策としましては、農機具購入やビニールハウスなどの施設整備に対する補助金交付のほか、有機肥料の現物支給など、農業者への直接的な支援を行っております。併せて、農業経営改善に取り組む意欲ある農業者に対しましては、認定農業者制度を活用して、東京都や関係機関と協力をして、農業者の経営基盤の強化を図っているところでございます。また、農業を広く区民へ周知するため、板橋農業まつりをはじめ、さつき展示会、農産物直売会のほか、農業体験農園における収穫体験事業などの施策も展開をして

おります。成増農業体験学校や農業スキル育成講習を開講し、援農ボランティアをはじめ、より高い農業技術を持つ、農のサポーターを育成するなど、新たな農の担い手を創出してまいりたいとも考えています。

次は、今夏の農業の実態についてのご質問であります。集中豪雨による被害について、ビニールハウスなどの生産施設についても状況を確認いたしましたが、特段の被害報告は受けていないところでございます。一方、平均気温の上昇や猛暑日の増加など、今夏の異常気象によりまして、一部の野菜においては、高温による発芽率の低下や収穫量の減少などの影響があったとも聞いています。引き続き、区内の農業に対する異常気象の影響について情報を収集していきたいと考えています。次は、夏の暑さによる学校給食食材への影響についてのご質問であります。学校給食食材提供事業については、区内農家が組織する板橋ふれあい農園会が、地元の食材を通じた食育の推進を担っていただいております。具体的には、ジャガイモ、大根、ニンジン、長ネギの4種類の野菜をそれぞれ年1回、区内の区立小中学校全73校に納入していただいております。一部の野菜に発芽率の低下や収穫量の減少など、例年にない猛暑の被害事例はございましたが、7月上旬には予定どおりジャガイモを出荷、現時点で大きな影響はないと聞いております。

続いて、学校給食食材の児童・生徒への効果についてのご質問であります。区内農家で育てられました食材であることによりまして、生産者の努力や苦勞を身近に感じて、食材に対する興味や地域への愛着が確認できたものと考えています。一例として、ニンジン食材について、ニンジンの葉を初めて見る児童も多く、興味津々であった、区内産のニンジンと分かると苦手な児童もよく食べていましたなどの感想が学校から寄せられたところでもございました。学校給食食材提供事業による食育の取組について、板橋ふれあい農園会のご協力によりまして一定の成果が出ていると考えています。

次は、地産地消への取組についてのご質問であります。地産地消は、消費者が身近な地域から新鮮で安心な食材を得られることや、生産者にとりましても、地域ニーズに合った効率的な生産を行うことができるなどのメリットがあります。板橋農業まつりを開催するとともに、区民まつりや本庁舎で実施する直売会は大変好評でありまして、区内産の農産物の価値、すばらしさについてPRを行っているところでございます。さらに、学校給食食材提供事業によりまして、区内の児童・生徒への食育の取組を展開して、次世代にも地産地消の価値、理解をつなげていきたいと考えています。続いて、農地保全における見解についてのご質問であります。区内農地は、雨水の自然浸透、災害時の避難場所、都市部における貴重な緑、体験農園や学校給食への供給による教育的側面など、多面的な機能を有しておりまして、区の様々な施策に大きな貢献を果たしていると考えます。区は、板橋区産業振興事業計画2025及び緑の基本計画、いたばしグリーンプラン2025におきまして重点的に取り組むべき施策として位置づけておりまして、農地保全の重要性を認識しております。区内における貴重な農地を最大限に生かしながら、未来につながる都市農業の在り方について、板橋区産業振興構想2035の策定に合わせて検討していきたいと考えています。

次は、農業まつりのコンセプトについてのご質問であります。今年度の板橋農業まつりについては、テーマを人と農つなぎ広げる板橋農業として、区民に農業の裾野を広げることによりまして、農業の担い手を育成し、農地や農業技術を伝え、つないでいくことをコンセプトとしております。区内農家の協力によりまして、区内農産物の販売はもちろんのことではありますが、野菜宝船の展示やイ

ベントなどによりまして、赤塚のまちと農業の魅力を来場者に伝え、未来の都市農業につなげていきたいと考えます。SDGsの考え方を広げて、農業に携わる人、携わりたい人など、全ての人が生きがいや働きがい、誇りを持って輝き続けられることを推奨していくお祭りとしてまいりたいと考えております。

次は、東京都・板橋区合同総合防災訓練、いたばし防災プラスフェアについてのご質問であります。今回の東京都・板橋区合同総合防災訓練は、台風10号への対応にシフトしたことから、いたばし防災プラスフェアを含めて全て中止とすることを決定いたしました。事前のリハーサルとして、避難所運営訓練や救出救助訓練などを当日の訓練と同様の内容で実施しましたが、主体的に準備していただいた地元住民の皆様や関係団体の皆様には大変残念な思いであったと認識をしております。しかし、訓練の準備を通じまして、自助、共助による地域防災力の向上と、自治体、関係機関及び協定団体との連携強化の重要性を再認識したところでありまして、区としては今後の災害対応に生かすことができるものと考えています。

続いて、防犯カメラの設置費、維持管理費についてのご質問であります。防犯カメラの設置費用や維持管理費等の補助金については、令和8年度まで東京都の補助率の引上げ等が行われているものの、東京都の全額負担までには至っていないところがございます。区では、防犯カメラの経費負担は東京都が全額負担すべきとの考えに変更はないことから、今後も引き続きまして、区議会と歩調を合わせながら、強く要望してまいりたいと考えています。

次は、プラスチックごみの回収状況と課題、再資源化先についてのご質問であります。区民の皆様のご協力とご理解によりまして、順調にプラスチック資源化が進められているところがございますが、汚れたままの弁当容器や調味料のチューブ、一部金属が使用された製品など、一定数の不適切な排出があることが課題となっております。区では、広報いたばし、集積所へのチラシの掲示、SNS等を活用しながら、正しい出し方の情報発信を継続的に行っていくこととしております。また、回収しましたプラスチックの再資源化先については、物流で使われるパレットや、化学的に分解されて、炭酸製品やアンモニアにリサイクルされているところがございます。

続いて、関係団体との連携についてのご質問であります。安定的かつ継続的なプラスチック資源化事業の推進に当たりましては、収集・運搬を担う事業者及び中間処理事業者等との十分な連携が不可欠と考えます。現在、各事業者とは、必要に応じまして密に情報共有を図るための意見交換を行っておりまして、各事業者から得られた情報を基に、区はプラスチックの適正排出に向けた取組を行っているところがございます。

次は、板橋区の森についてのご質問です。板橋区の森の維持管理については、板橋森林ボランティアが枝打ちや獣害対策ネットの設置のほか、管理用作業道や案内板などの補修を年3回ほど行っていると考えています。一方、昨今のクマ出没状況を見ますと、以前実施していました親子林業体験事業などの再開は難しいものと考え、当面は板橋区の森の魅力を伝える広報活動に努めていきたいと考えています。将来的には、分収造林契約に定められております樹齢約80年となる令和45年に向けまして、日光市と結んだ、みどり文化の交流協定にふさわしい樹木を活用した事業などを展開していきたいと考えています。

続いて、保存樹木の管理についてのご質問であります。区では保存樹木の実態を把握するため、毎年、剪定履歴の乏しい法人や個人の所有する樹木を中心として、樹木の存在や状態の定期的な確認

を実施しております。また、管理状況に関する区民からのご意見やお問合せを受けておりました、その都度、現地調査も行っているところでございます。これらの調査を踏まえて、病気や衰えによる倒木など、周辺に支障を及ぼすおそれがある場合においては、所有者に診断や治療を促すほか、剪定や伐採などの指導を行っているところでございます。今後も保存樹木の実態把握に努めるとともに、所有者への指導や助言を的確に行いまして、維持管理に係る経費の一部を補助することによって、貴重なみどりの保全に努めていきたいと考えています。

次は、都立城北中央公園の再整備と公園内調節池の上部利用についてのご質問であります。都立城北中央公園の再整備につきましては、以前よりスポーツ環境の向上について、城北5区とともに東京都と協議を重ねてまいりましたが、妥協点が見いだせない状態でありました。今回、東京都と板橋区が歩み寄って前向きな回答が得られたことは、これまでの取組の成果であるとも捉えております。引き続き、関連する区と足並みをそろえながら、区民にとって魅力的な施設となるように、調節池の上部利用を含めた総合的な公園整備について、東京都と協議をしてみたいと考えております。

続いて、公園周辺地域の中長期的なビジョンについてのご質問であります。区は、城北中央公園の最寄り駅であります上板橋駅南口でのまちづくりをきっかけに、地域の潜在的な魅力を高めて、新たな公園都市という都市像の確立を目指しております。駅前から城北中央公園を豊かな緑で結び、歴史や文化に触れながら、商店街で憩い、食も楽しめ、回遊性が高く、健康的な生活を送ることができる都市のイメージであります。東京都には、スポーツや健康づくりを楽しめる城北中央公園の機能強化を求めながらも、区が主導して、住民の愛着や誇りにつながるような地域のブランド価値を創造してみたいと考えています。

最後のご質問であります、中川修一前教育長が築かれた板橋の教育への成果についてのご質問であります。中川修一前教育長は教育の板橋の実現を掲げ、3期9年間にわたりまして、保幼小接続・小中一貫教育の推進や、板橋区コミュニティスクールの全小中学校での実施など、教育行政の推進に積極的に取り組まれてまいりました。中でも、板橋区授業スタンダードによります授業革新や、読み解く力の育成を通じて小中学生の学力向上を実現したことは顕著な実績であると考えています。私が東京で一番住みたくなるまちの実現に向けて掲げております、未来を担う人づくりに多大な貢献をしていただき、重責を果たしていただいたものと認識をしております。

大野治彦議員の質問の答弁は以上でございます。